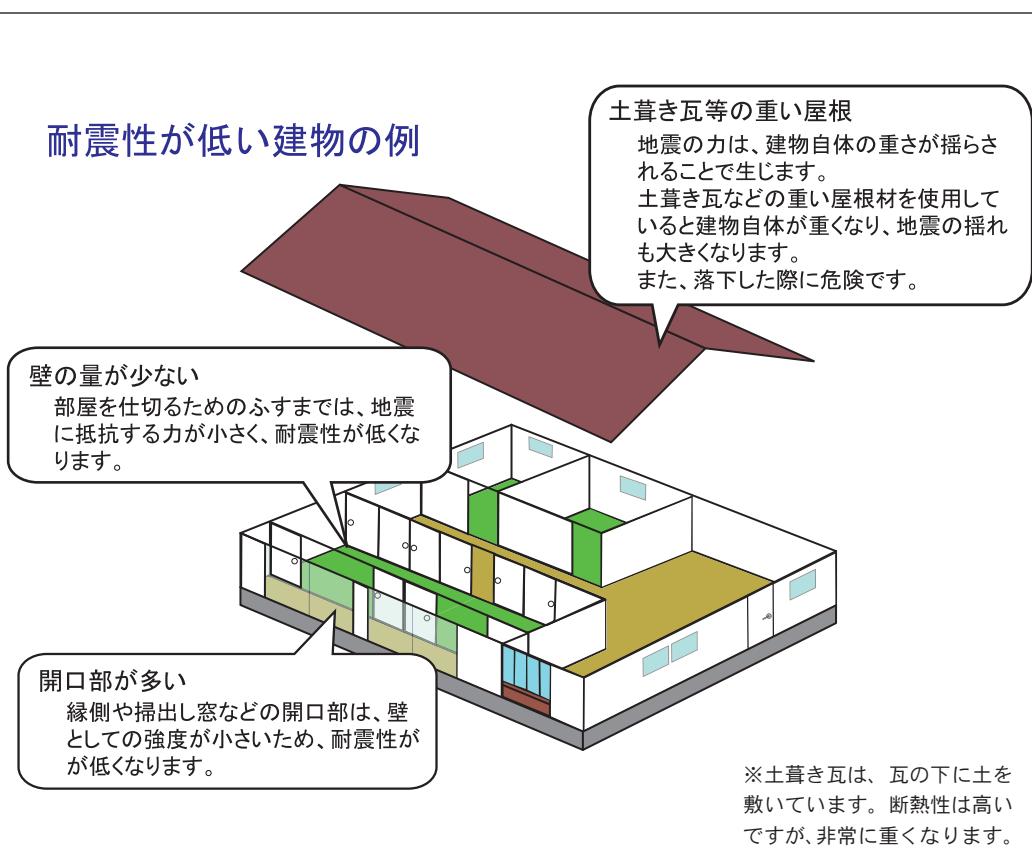


大切な住宅を地震から守るために

地震に強い家づくり・まちづくり

問合せ 計画管理係
内線 434

(c)2016 INTEGRAL Corporation, All rights reserved.



昭和56年5月以前に着工された木造住宅に対して、耐震診断者派遣や耐震相談会の実施、耐震改修費用の一部を補助するなど、耐震改修の促進に向けた事業を行っています。増改築やリフォームを行

う時に、耐震改修工事を同時に行うことでの工事を集約でき、耐震性や居住性などの住宅性能を効率よく高めることができます。耐震改修を検討されているかたはご相談ください。

まずは耐震診断を受けてみよう！

耐震診断を行います

住まいの耐震性を調査

町で委託した耐震診断者が（建築士）が住宅の耐震性を調査・評価して、地震の発生時に倒壊する恐れがあるかどうかを判定します。

間取り図や現地での目視によつて柱や壁の配置を調査・確認し、耐震性を簡易的に診断します。住宅を傷めるような診断方法ではありません。

○対象となる住宅 次のいずれにも該当する木造住宅
・昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅または併用住宅（住宅部分の床面積が2分の1以上）
・在来軸組工法で建築されたもので、階数が2階以下
※プレハブ住宅、ツーバイフォー住宅、軽量鉄骨住宅は対象外です。
○診断費用 無料。ただし、診断者への交通費として、1,000円を実費負担していただきます。

耐震相談会を実施し、疑問や質問にお答えします

耐震改修の方法などの疑問に対して、相談会を行います。
耐震改修にかかる費用の2分の1以内とし、上限80万円を補助します。



地震は、いつ起こるか予測することができません。昭和56年以前に建てられた住宅は、現在の新しい耐震基準よりも耐震性が不十分と言われています。大きな地震から住まいを守るために、耐震診断や適切な耐震補強を行い、地震に強い住宅へ改修しましょう。

耐震性が不十分な建物に多くの被害が発生

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われ、25万棟におよぶ建物の倒壊など（全壊・半壊）の甚大な被害をもたらしました。そのうち、耐震性が不十分と言われている昭和56年5月以前に着工された建物に多くの被害が生じました。

被害を軽減させるために

地震は、いつ起こるか予測することができます。
自宅が倒壊してしまうと、長期間にわたり避難所や仮設住宅での生活を余儀なくされてしまします。また、建物密集地で建物倒壊が起きた場合、緊急車両の通行障害となつたり、火災が発生した場合には延焼範囲が拡大するな

地震に備える対策を

地震に備える対策をすることで、二次的被害の増大につながつてしまふ恐れがあります。

被害を少しでも軽減させるためにも、地震に耐えられる建物へと補強することが大切です。併せて、建物自体を補強するだけでなく、居室内にあるタンスや本棚などの家具が倒れないように、壁に固定したり、出入口をふさがないように配置を工夫することも大切です。

大きな地震が発生した時に壁などが落下し危険な場合があります。がれきが道路をふさぎ、避難や救援活動の支障となつたり、ブロック塀や石積み擁壁などが倒壊して下敷きになつて怪我をする恐れがあります。

外壁やブロック塀などが過去の地震や風雨、経年によつて劣化している場合は、落下

が倒壊する危険性が高まります。ひび割れがないか定期的に点検したり、万が一、窓ガラスが落下しても安全なように、窓ガラスに飛散防止フィルムを貼り付けるなど、地震による被害を軽減させるための予防が大切です。

外出時に大きな揺れを感じたら、崩れそうな塀や擁壁、ラスのある建物には近づかないでください。

ラスのある建物には近づかないでください。

落としそうな屋外看板や窓ガラスの予防が大切です。

もしも、窓ガラスに飛散防止フィルムを貼り付けるなど、地震による被害を軽減させるための予防が大切です。

外出時に大きな揺れを感じたら、崩れそうな塀や擁壁、ラスのある建物には近づかないでください。

落としそうな屋外看板や窓ガラスの予防が大切です。